

岩手県告示第730号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 北上川

2 指定区間

- (1) 左岸 岩手郡岩手町大字沼宮内第35地割58番地先（朽木川合流点）から岩手郡岩手町大字川口第51地割25番1地先（丹藤川合流点）まで
- (2) 右岸 岩手郡岩手町大字御堂第5地割63番4地先（朽木川合流点）から岩手郡岩手町大字川口第51地割27番地先（丹藤川合流点）まで